

2026年2月15日執行予定
町田市議会議員選挙
町田市長選挙



指定施設における
不在者投票事務処理の手引

2026年1月

町田市選挙管理委員会事務局
042-724-2168
市庁舎9階 901窓口

特にご注意いただきたい事項

- ① 不在者投票の事務は、選挙期日(投票日)に投票所で投票する原則の例外であるため、厳格な手続を要求しています。各施設においては、厳正・公平・適格な事務を行ってください。
不在者投票に関し投票の秘密を守るため、患者の家族等から問い合わせがあつても(例えば〇〇さんが請求したか、投票を済ませたか等)これに応じ回答してはいけません。
- ② 不在者投票の趣旨及び手続について、不在者投票事務を処理すべき担当事務職員、入院患者等と日常接する看護職員に、必ず周知徹底してください。
- ③ 指定病院等の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は、入所中の選挙人からの依頼があつたものに限られます。
- ④ 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院又は退所した場合は、ただちに不在者投票用紙等を返送してください。
- ⑤ 投票の際、投票用紙は必ず内封筒に入れてから封をし、その後、外封筒に入れて封をするように案内してください。(投票用紙は折らずに内封筒に入れられます。)
- ⑥ 不在者投票管理者はその業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。例えば、病院長が、一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反になります。

目 次

町田市議会議員選挙・町田市長選挙 概要	1
第1 不在者投票制度の概要	2
1 不在者投票制度とは	
2 不在者投票管理者とは	
3 指定病院で不在者投票のできる選挙人	
4 不在者投票が認められている選挙の種類	
5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動	
6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止	
7 罰則	
8 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力	
第2 不在者投票の事務の流れ	6
第3 不在者投票の実務について	7
1 投票用紙等の請求	
2 投票用紙等の受領	
3 投票の実施	
★特殊な投票①★代理投票	
★特殊な投票②★点字投票	
★特殊な請求★入院患者が直接、選挙管理委員会へ投票用紙を請求した場合	
4 投票用紙等の送致	
5 投票の記録	
第4 経費(不在者投票郵送料)の請求方法について	16
1 経費の請求先	
2 請求書類提出期限	
3 提出書類	
4 支払方法	
5 支払時期	
6 書類作成上の注意	
7 その他	
第5 様式集(記入例)	18
【投票用紙等】の請求時チェックシート	24
【投票用紙等の送致時】チェックシート	25
【経費の請求時】チェックシート	26

町田市議会議員選挙・町田市長選挙 概要

1 告示日、選挙期日(投票日)

告示日	2月8日(日)
選挙期日(投票日)	2月15日(日)

2 不在者投票期間、投票時間

2026年2月9日(月)～2月14日(土)
午前8時30分～午後5時

3 選挙すべき人数

選挙名	町田市議会議員選挙	町田市長選挙
選挙すべき人数	36人	1人

4 投票用紙の色、不在者投票封筒の色(外封筒・内封筒)

選挙名	町田市議会議員選挙	町田市長選挙
投票用紙の色	もも色	薄緑色
外封筒の色	もも色	薄緑色
内封筒の色	あさぎ色	オレンジ

5 投票できる方

(1)すでに町田市の選挙人名簿に登録されている方
(2)今回の選挙時登録によって登録される方(①②の要件を満たす方)

- ①年齢要件 2008年2月16日までに生まれた方
 - ②住所要件 2025年11月7日までに町田市へ転入の届出をした方で
引き続き3か月以上町田市にお住まいの方
- ※市外に転出した方は、投票できません。

6 選挙公報について

2026年2月9日(月)午後以降、順次お渡しいたします。

投票用紙等の受渡しのお願い

投票用紙等の請求は、告示日前にもできます。施設内で入居者の請求がまとまり次第、請求してください。

件数が30件を超える場合は、投票用紙受領希望日2日前までには請求書を提出してください。

投票用紙等の交付は、告示日の翌日以降です。

第1 不在者投票制度の概要

1 不在者投票制度とは

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前(公示・告示日の翌日から投票日前日までの間)でも投票することができる例外的な制度です。

2 不在者投票管理者とは

すべての不在者投票は、選挙の公正を確保するため、不在者投票管理者のもとで行います。

この不在者投票管理者には、区市町村選挙管理委員会の委員長のほか、都道府県選挙管理委員会が指定する病院(以下「指定病院」といいます。)、老人ホーム、身体障害者支援施設、もしくは保護施設等の長があたることになっています。(以下「病院長」の例により説明します。)

ただし、病院長が候補者となったり、外国人であったり、あるいは事故がありたり、欠けていたりした場合は、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が、不在者投票管理者になります。

不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならぬものではなく、適宜その補助者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせることも可能です。

例えば、病院長が急用等で一時的に不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者の管理のもとに、補助者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

- 1 病院長は、不在者投票管理の事務を他人に委任することはできません。
 - 2 病院長が欠けた場合には(病院長が立候補したときも同様)、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が不在者投票管理者になります。
- なお、指定病院以外の指定施設において、当該施設の長が欠けた場合には、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

3 指定病院で不在者投票のできる選挙人

指定病院に入院している選挙人(以下「入院患者」)が、次の①～③の条件に該当し、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること(一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません)
- ② 選挙人名簿に登録されていること
- ③ 歩行が困難な者(手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入院患者を含む)

なお、歩行が可能な入院患者であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。(法48条の2第1項第2号)

しかし、不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態を想定して行うものですから、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合、選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、直ちに交付を受けた市選管に投票用紙等を返納してください。
(投票用紙が返納されていない場合、選挙人は期日前投票又は当日投票を行うことができません。)

※ 退院後に投票所で投票をしない場合でも、投票用紙等は返納する必要があります。

※ 指定病院で不在者投票ができるのは、あくまで入院患者のみであり、家族等の付添人は、その指定病院で不在者投票をすることはできません。

4 不在者投票が認められている選挙の種類

不在者投票が認められている選挙(各種投票を含む。)は次のとおりです。

- ① 衆議院議員選挙、参議院議員選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法制定の投票(日本国憲法第95条、地方自治法第261条)
- ⑤ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票(地方自治法第76条第3項)
- ⑥ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票(地方自治法第80条第3項、同法第81条第2項)
- ⑦ 合併特例法による法定合併協議会設置の賛否投票

5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

業務上の地位利用とは、「日常の職務上有する影響力をを利用して」という意味と解されています。

その他、不在者投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を犯すことになりますのでご注意ください。

6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止

(1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。

投票を記載する場所とは、投票記載場所を設けた場所と一体をなす施設の全部を指すのであり、入院患者が起居できないため、ベッド等において投票させる場合は、そのベッドのある部屋にもポスターを掲示することができません。

(2) 上記(1)に違反して掲示されたポスターは、病院の管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、施設内に無断で掲示されたポスターについては撤去できます。

いずれにしても、入院患者が投票する施設においては、投票記載場所以外で

あっても、特定候補者のポスター等を掲示することは適当ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。

7 罰則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

(1) 選挙人の不正行為

- ① 不在者投票管理者、立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騒擾し、又は選挙関係書類等を抑留、毀壊もしくは奪取したとき。(法229)
- ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。(法232)
- ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。(不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。)(法237)

(2) 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の代理記載者の不正行為

- ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき。(法226)
- ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとしたとき又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。(法226)
- ③ 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。(法227)
- ④ 投票を記載する場所において、選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する方法を行ったとき。(選挙人が同様の行為を行った場合も同じ。)(法228)
- ⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。(法237の2)
- ⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。(法238)

8 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票については、投票の送致を受けた投票所の投票管理者が、次の事項を調査して受理、不受理を決定します。

- ① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。
- ② 投票用封筒の記載が完全であるか。
- ③ その不在者投票が正規の手続によって行われているか。

せっかく不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われなかったり、あるいは受理されなかったりすることがありますから、誤りのないように処理してください。

なお、投票所閉鎖時刻(投票日当日午後8時以降)に送られてきた不在者投票は受理されませんので、十分ご注意ください。

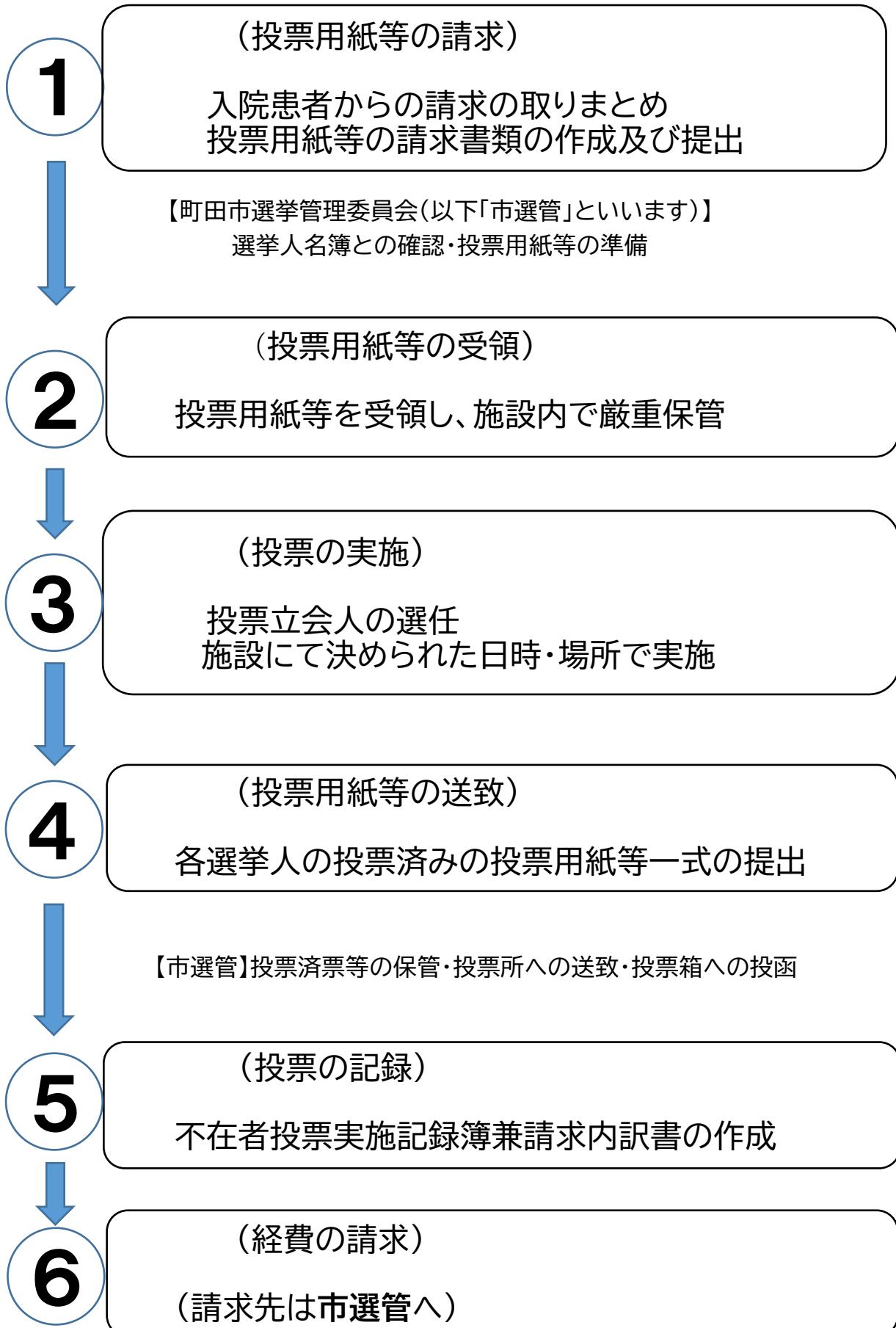
(2) 受理された投票

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票した人が誰であるか特定できないようにした後、内封筒を開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

第2 不在者投票の事務の流れ

※ 「病院」を例に記述しています。ほかの不在者投票施設も同じです。



第3 不在者投票の実務について

1 投票用紙等の請求

町田市の選挙人名簿に登録されている入院患者から、病院で投票したい旨の依頼を受け、市選管に投票用紙等を請求してください。



市選管からのお願い

やむを得ず、郵便等で投票事務に関する書類をやり取りする場合、**赤字で「選挙事務」と記載し、「速達郵便」または「レターパック」**を利用してください。安全・確実・迅速な方法にてお願いします。

(1)入院患者からの依頼の受付・請求書類の作成

入院患者から請求の依頼がありましたら、「投票用紙等請求書(Bカード)」を可能な限り本人に記入してもらいます。

自ら記入できない場合は、代理の方が記入しても構いません。その際には、Bカード下部の備考欄に代理記入者の氏名を記入してください。

また、選挙人が点字投票を希望する場合には、Bカード下部の備考欄および請求書に記入してください。

※請求は、入院患者(本人)から依頼のあったものに限ります。

(2)請求書類の提出

請求書に必要事項を記入し提出してください。

●提出するもの

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 請求書 | ※ 目隠し板等、選挙器材貸し出しの有無を記入 |
| 2 投票用紙等請求書(Bカード) | ※ 請求した入院患者全員分 |

※ 病院長が選挙の候補者となる、あるいは、外国人である、または事故等で欠ける場合には、病院長の代理人が請求します。その際には、代理人であることを証明する書面「病院(施設)長代理証明書」を添えてください。

※ 入院患者が「船員の選挙人名簿登録証明書」を所持している場合は、その証明書を併せて提出します。

(3)提出に関して

① 請求期間

投票用紙等の請求は、選挙期日(投票日)の前日までです。入院患者からの請求がまとまり次第、**早めに請求してください。**

告示日の前にも請求ができます。

② 窓口の受付時間

請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

休日または午後5時を過ぎる場合は、必ず事前に連絡してください。

③ 市選管の住所および連絡先

町田市森野2丁目2番22号 市庁舎 9階

町田市選挙管理委員会事務局（窓口番号：901）

連絡先 042-724-2168



市選管からのお願い

請求した日に、当日その場で投票用紙等を交付することはできません。やむを得ず請求日当日に交付を希望される場合には、必ず事前に市選管まで相談してください。

～ 記入例 ～

不在者投票用紙等請求書カード

氏名 (ふりがな) せんきょ たろう		生年月日 明治・大正・昭和・平成 ○○年 ○月 ○日生					
名 姓	選挙 太郎	投票区	名簿番号				
選挙人名簿に記載されている住所 町田 区・市 森野2 丁目 2 番 22 号 町・村 (部屋番号等)		選挙の種類 衆小 衆比 参選 知長 最高裁 参比 都議 議					
施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号(ゴム印がありましたらゴム印を下記欄に記入して下さい) 太宰の中のみ 記入してください 医療法人社団○○病院 〒194-8520 町田市森野○-○○ 042-724-XXXX		選挙人名簿に登録されている住所を記入すること ゴム印可					
備考(通信欄)(点字投票の請求 有無) <input checked="" type="checkbox"/> 代理記入者(<input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 治)		返送 事由 2・3 5・6	表示 確認		番号 B		

点字投票の請求の有無の
チェックを忘れずに！

代理でBカードを記入する場合には、
チェックと記入者名を忘れずに！

請求書等の提出後(市選管の事務)

提出された書類を審査し、選挙人名簿と照合、投票用紙等交付の準備をします。

2 投票用紙等の受領

(1)投票用紙等の受領

選挙人ごとに“投票用紙・内封筒・外封筒”をセットして渡します。

告示日の翌日から受領できます。原則、窓口での受領となります。

受領する職員の身分証の提示を求めますので、必ず持参してください。

「点字投票」を請求した場合には、点字用の投票用紙かどうかを確認してください。

●市選管から受け取る書類

- ① 送付者一覧
- ② 投票用紙一式(投票用紙・内封筒・外封筒) 請求した人数分
- ③ 不在者投票送付書
- ④ 候補者氏名等一覧
- ⑤ 選挙公報(市選管の入手時期によっては、後日郵送手配します)※1
- ⑥ その他希望により、点字用投票用紙・点字器・目隠し板など※2

※1選挙公報

市選管に届き次第、受領できるようになります。

指定施設のうち、比較的入所者が多い市内施設には、町田市シルバー人材センターが配送します。(該当施設は別途連絡します)配送には数日かかります。町田市ホームページからもPDF版を参照できます。

※2点字器と目隠し板の貸出

市選管で貸し出すことができます。数に限りがありますので、お早めにお申し出ください。受け渡しは窓口のみです。



市選管からのお願い

内封筒の中に投票用紙が同封してあるか、受領後すぐに必ず確認してください。

(2)投票用紙等の保管

投票用紙等は、受領後入院患者に渡すまで、鍵のかかる場所で厳重に保管してください。投票用紙受領後、職場等に寄らず直接ご自宅へ持ち帰ることのない
ようにお願いします。



3 投票の実施

(1)投票の時間・場所について

① 投票の時間・場所の設定

投票時間は、午前8時30分から午後5時までです。この時間内で病院長の管理する投票記載場所を設定してください。

入院患者が多数いるときは、予め投票日を定めておき、投票させても構いません。

重症患者等の投票には、病院長が立会人、事務員と共に病室を回り入院患者のベッドの上などで投票させることもできます。

② 投票記載場所の準備

投票記載場所には机等を置き、黒鉛筆を備え、目隠し板等を利用して他の人に投票の内容が見えないようにしてください。

点字投票の必要がある場合には、点字器等も備えてください。

候補者氏名等一覧の取り扱い

市選管から『候補者氏名等一覧』を渡します。

指定施設における不在者投票では、公職選挙法の規定により、一般の投票所と異なり、投票記載場所に候補者氏名等一覧を掲示することはできません。選挙人から候補者等について知りたい旨の要望がありましたら、投票記載場所以外の場所で、「候補者氏名等一覧」または「選挙公報」等を見てもらうことは差し支えありません。

(2)投票立会人

入院患者が投票する際には、必ず選挙権のある方(満18歳以上の日本国民で公職選挙法の欠格事由に該当しない方)を投票立会人として、立ち会わせてください。

2013年の法改正より、不在者投票管理者は市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる(外部立会人)又はその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。

病院長・不在者投票の事務員は、立会人を兼ねることはできません。

(3)入院患者に投票用紙等の交付

外封筒の事務処理欄に選挙人の氏名が記入されています。投票の方法を説明し、投票用紙を該当者に渡してください。

※ 内封筒に投票用紙が1枚だけ入っているかどうか、事前に確認し、投票時に投票用紙を1人1枚以上交付しないようにしてください。

(4)投票の方法

① 投票用紙の記載

代理投票の場合を除き、本人に記載させてください。

町田市議会議員選挙は、候補者の氏名 1 人

町田市長選挙は、候補者の氏名 1 人



② 内封筒・外封筒へ封入

投票用紙を不在者投票用内封筒に入れ封をし、この内封筒を外封筒に入れ封をしてください。

③ 外封筒に本人の署名

外封筒の表面に入院患者が氏名を署名します。(代理投票を除く)

④ 外封筒に投票立会人の署名(必ず署名。ゴム印は絶対不可)

投票立会人は外封筒の表面の「立会人署名」欄に署名します。

⑤ 不在者投票管理者による確認

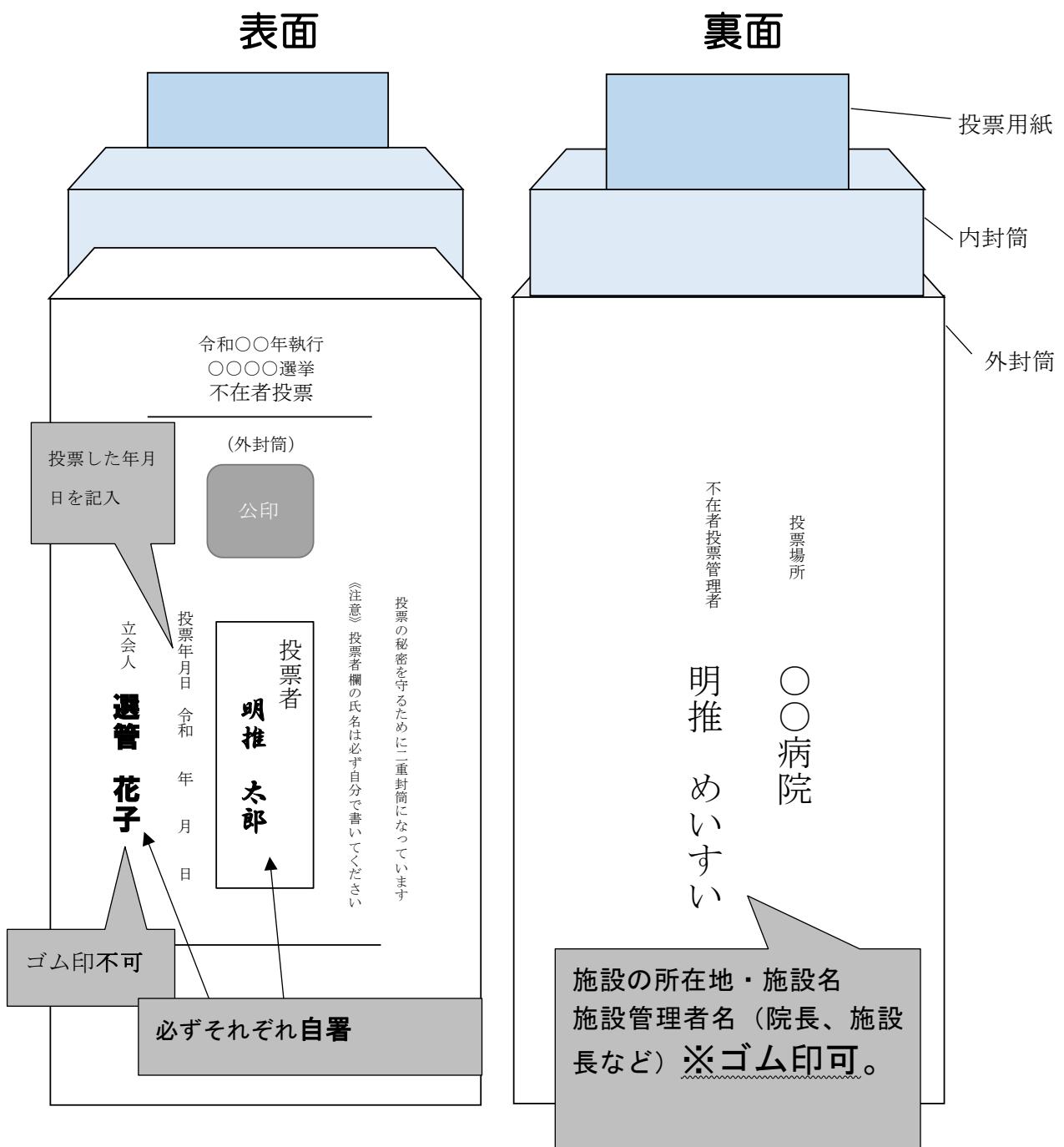
病院長は、外封筒の表面の投票者と立会人の署名を確認し、投票年月日を記入します。外封筒裏面の「投票場所(施設名称)」・「不在者投票管理者」の欄に記入します。(ゴム印または事務担当者による代筆可)

※ 入院患者が投票用紙等を請求した後に投票を棄権した場合

投票を棄権した場合や投票前に退院した場合には、その理由を「不在者投票送付書」に記入し、投票用紙等一式を返却してください。

特に、入院患者が投票前に退院した場合には、その方が投票所に出向く場合がありますので、至急市選管へ電話連絡してください。

～ 記入例 ～



★特殊な投票①★ 代理投票

選挙人から身体の故障等により、自ら候補者の氏名等を書くことが困難である旨の申し出があり、そのことを認めた場合には代理投票を行います。

① 代理投票補助者の選任

不在者投票の事務員の中から投票立会人の意見を聴き、補助すべき者2人を定め、代理投票の記載者・代理投票の記載の確認者になってもらいます。投票立会人は、代理投票補助者に定めないでください。

② 投票の記載、外封筒の署名

補助者の1名は、選挙人から候補者氏名を聞き、投票用紙に記入し、もう一人の補助者及び選挙人に見せて、確認させてください。確認後の投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらに外封筒に入れ封をしてください。外封筒の表の投票者欄に選挙人の氏名を記載してください。もう一人の補助者(及び選挙人)が外封筒の記載を確認してください。

※ 投票用紙や外封筒に代理投票補助者氏名を書かないでください。

③ 投票立会人の署名

代理投票補助者は不在者投票用封筒を立会人に渡し、投票立会人は外封筒の表面の「立会人署名」欄に署名します。

④ 代理投票の記録

「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」に代理投票補助者2人の氏名を記載してください。「不在者投票送付書」に件数を記載してください。

★特殊な投票②★ 点字投票

目の不自由な選挙人が点字で投票したいと申し出があり、その理由が正当であると認められた場合には、点字投票を行います。

内封筒・外封筒は、一般の不在者投票用と同じですが、投票用紙は『点字投票』と記載されたものを使用します。

※ 投票用紙を請求する際に、点字投票である旨を明記してください。

① 外封筒の投票者欄に点字で氏名を打つよう説明してください。

② 点字投票用紙に候補者の氏名等を点字で打つよう説明します。これを内封筒に入れ封をさせます。外封筒の署名欄に点字で氏名が打たれているか確認した後、内封筒を外封筒に入れ封をさせます。

※ 外封筒に封をしてから署名欄に点字が打つと、中の内封筒や投票用紙に点字が写ってしまいます。

③ 投票立会人に渡し、表面の立会人の欄に署名します。

④ 点字投票の記録のため、「不在者投票送付書」に件数を記載します。

※ 記載や封入の際、投票用紙の点字の記載内容を見ないでください。

★特殊な請求★ 入院患者が直接、選挙管理委員会へ投票用紙を請求した場合

投票用紙等の請求は、病院長が代理で請求する場合がほとんどですが、入院患者がご自身で直接、選挙管理委員会へ請求することができます。

この場合についても、病院長が不在者投票管理者となり、不在者投票を行わせてください。



病院長が取りまとめ、代理で請求する場合と手続きが若干異なりますので、必ずご一読くださいね！

① 投票用紙等の請求

入院患者は、「不在者投票宣誓書兼請求書」により、市選管に請求します。

② 投票用紙等の交付

郵送で直接、入院患者宛に送付します。その後、入院患者から病院長に提出してもらいます。

●送付物(不在者投票内・外封筒、投票用紙、不在者投票証明書封筒)

③ 本人であることの確認

病院長は、入院患者が提出した「不在者投票証明書用封筒」が開封されていないか、また「投票用紙」に記載がないかを確認します。

次に「不在者投票証明書用封筒」を開封し、氏名、生年月日、選挙名を尋ね、答えてもらうことで本人確認します。

※ 「不在者投票証明書封筒」は、病院長以外(不在者投票管理者の補助である事務員を除く)の何人も開封することができません。入院患者が誤って開封した場合、その証明書は無効になり、不在者投票はできません。

④ 投票

「第3 投票の実施(4)投票の方法(P11)」と同じです。

⑤ 投票用紙等の送致

「不在者投票証明書(封筒含む)」と投票用紙等を市選管に送付してください。

4 投票用紙等の送致

●送致するもの

- 1 各選挙人の投票済みの投票用紙等一式(内・外封筒、投票用紙)
- 2 不在者投票送付書
- 3 削除などで投票しなかった選挙人の未使用の投票用紙等一式

※ 市選管が受領した投票用紙は、市選管職員が選挙期日(投票日)の当日に指定の投票所に送致します。

そのため、遅くとも選挙期日(投票日)の前日までに市選管に到着するようにしてください。郵送の場合は日程に余裕をもって事務を進めてください。

5 投票の記録

調査・問い合わせ等のために「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」を作成し、顔写真を記録してください。原本は施設にて保管します。
経費の請求時にこの書類の「写し」が必要になります。

第4 経費(不在者投票郵送料)の請求方法について

町田市議会議員選挙・町田市長選挙に係る指定病院(施設)等が不在者投票に要した郵送料は、投票を完了した方が算定の対象になります。投票用紙等の交付請求をした方でも、投票しなかった場合は算定の対象となりません。

不在者投票郵送料は、1件につき、1,236円です。

経費(不在者投票郵送料)の請求先は、市選管です。

1 経費の請求先

〒194-8520

町田市森野2-2-22 町田市庁舎9階(901)

町田市選挙管理委員会事務局 不在者投票担当

(電話)042-724-2168

2 請求書類提出期限 2026年3月6日(金)まで

3 提出書類

- ① 債権者(振込口座)登録依頼書(様式1)
- ② 町田市議会議員選挙・町田市長選挙における不在者投票郵送料に係る請求書(様式2)
- ③ 委任状(様式3)※該当施設のみ(以下の6(3)②参照)
- ④ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(様式4)の写し

4 支払方法 口座振替払

5 支払時期

提出書類を提出後、約1~3か月後になります。

※ 書類に不備がある場合には、再作成をお願いするため支払が遅延します。

6 書類作成上の注意

(1)共通事項について

書類記載にはフリクション等消えるボールペンは使用しないでください。

(2)請求者について

- ① 請求者は不在者投票管理者(病院の院長、老人ホームの長等)です。法人等の代表者である理事長ではありません。記載するときには、略称等を用いず、必ず正式名称を記入してください。

理事長が病院長等を兼務している場合には、請求権のある「病院長(施設長等)」の肩書きを記載してください。

- ② 請求者印は、病院の印ではなく、病院長(施設長等)の印又は病院長(施設長等)の私印を押してください。

(3) 債権者(振込口座)登録依頼書(様式1)について

- ① 振込先には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
- ② 【重要】様式1の「振込先」の「口座名義」と様式2の「名称」および「請求者」が、名義人の肩書等を含めて1文字でも異なる場合には「委任状」が必要です。様式3の委任状を作成してください。

7 その他

- (1)請求書類の記入を訂正する場合には、必ず訂正印(請求書と同じ印)を押してください。
- (2)送付した書類は必ず複写し、お手許に保管してください。

指定病院等における

不在者投票

【様式集（記入例）】

- ・様式1 債権者（振込口座）登録依頼書
- ・様式2 町田市議会議員選挙・町田市長選挙における不在者投票郵送料に係る請求書
- ・様式3 委任状
- ・様式4 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書
- ・様式5 請求書
- ・様式6 病院（施設）長代理証明書

※Bカードは別途配布します。

2026年 1月

町田市選挙管理委員会事務局

債権者（振込口座）登録依頼書

年 月 日

町田市長 様

住 所	〒 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table> — 町田市〇〇町111番地	1	2	3	4	5	6	7
1	2	3						
4	5	6	7					
法人名フリガナ	イリヨウホウジン マルマルカイ マルマルビョウイン							
法 人 名	医療法人 〇〇会 〇〇病院 印							
氏名フリガナ	センキョ タロウ 請求書と同じ印							
氏 名 (代表者氏名)	選挙 太郎 印							
電 話 番 号	123-456-789							
F A X 番 号	987-654-321							

町田市から私に支払われる町田市議会議員選挙・町田市長選挙における不在者投票郵送料は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

なお、本依頼書に記入した事項に関しては、町田市の財務会計システム（OA機器）に登録することを承諾いたします。

振 込 先	金融機関名	銀 行			△△△		本 店		
		〇〇〇	信用金庫	信用組合	農 協	支 店			
預金種別	普通・当座・貯蓄・()	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フ リ ガ ナ	イリヨウホウジン マルマルカイ リジチョウ オツヤマ ジロウ							
口座名義	医療法人 〇〇会 理事長 乙山 次郎								

(注意)

- 1 振込先には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
- 2 法人の方は、代表者印を押してください。
- 3 口座番号は右詰めで記入してください。
- 4 様式 2に記入した病院名・請求者氏名と口座名義が、名義人の肩書等を含めて1文字でも異なる場合は「委任状」が必要です。様式 3 の委任状を作成してください。

* 担 当 課		
係	係 長	課 長



様式2（記載例）

2026年 2月 20日

町田市長様

所在地 町田市〇〇町111番地

名称 医療法人〇〇会 〇〇病院

請求者 院長 選挙太郎 

町田市議会議員選挙・町田市長選挙における
不在者投票郵送料に係る請求書

町田市議会議員選挙・町田市長選挙に係る不在者投票郵送料を下記のとおり
請求いたします。

記

1 請求金額 12,360 円

内訳	件数	単価	計
不在者投票郵送料	10	1,236円	12,360円

事務担当者 病院 花子
連絡先 000-0000

委任状

下記の者を代理人と定め、不在者投票郵送料の受領権を委任します。

委任者 住 所: 町田市〇〇町111番地

医療法人 〇〇会 〇〇病院
氏名: 院長 選挙 太郎 印
(債権者登録依頼書と同じ印)

受領者 住 所: 町田市〇〇町111番地

医療法人 〇〇会
氏名: 理事長 乙山 次郎 印

2026年 2月 20日

町田市長様

不在者投票実施記録簿兼請求内訳書

2026年2月15日執行 町田市議会議員選挙・町田市長選挙

肩書き(病院長等) 氏名

OO病院 院長 OO OO

不在者投票管理者氏名

選挙人氏名	投票用紙 請求先	①請求 月日	②受領 (①より後)	③投票 月日 (②より後)	投票場所	投票立会人氏名	代理投票補助者氏名 (代理投票の場合のみ記載 (2名))	④投票用 紙 (送付月日 (③より後))	送付方法	選挙の種類 (○を付けてください)	備考
OO 花子	町田市選管	2月1日	2月9日	2月12日	1階食堂	■■一郎	△△四郎	△△五郎	2/13	持参	市議・市長
☆☆ 太郎	町田市選管	2月1日	2月9日	2月12日	1階食堂	■■一郎	△△四郎	△△五郎	2/13	持参	市議・市長
△△ 次郎	町田市選管	2月1日									市議・市長 梨樺

日付け記入について
①投票用紙の請求 < ②投票用紙受領 < ③投票 < ④投票用紙送付

投票用紙を請求しても投票を完了しなかつた方がいる場合は、備考欄に「棄権」と記入してください。また、選挙人氏名に取消し線を記入してください。

「代理投票補助者氏名」は、
代理投票を行った場合のみ、記入します。
必ず投票立会人とは別人の2名の氏名をフル
ネームで記入してください。

【必ず確認してください！】

- ① 不在者投票管理者、投票立会人氏名、代理投票補助者2名（代理投票があつた場合のみ）の名前を記入してください。
- ② **投票用紙請求先はすべて市選管です。**（経費の請求先も市選管です。）
- ③ この記録簿は、不在者投票実施に伴う大切な書類です。請求書には写しを添付し、**原本は施設で保管**してください。

投票用紙を請求した人数ではなく、実際に投票した人の人数を記入してください。
投票用紙を記入してください。

投票者数	このページの計 合計
2人	2人

様式4(記載例)

上記の各項目は、該当部分に全て記入してください。
1 点字投票の場合には、備考欄に「点字」と記入してください。
2 点字投票を完了しなかつた方がいる場合は、備考欄にその旨を記入の上、二重線で消してください。
3 投票を完了しなかつた方がない場合は、備考欄にその旨を記入の上、二重線で消してください。

様式5(記載例)

第 号
2026年 2月 1日

町田市選挙管理委員会委員長 様

病院等の 所在地 町田市〇〇町111番地
名 称 ○○ 病院
病院長等の 氏 名 選挙 太郎

請 求 書

別紙の選挙人は、2026年2月15日執行町田 市議会議員 選挙
の当日、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等）
にあるため、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設
等）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4
項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依
頼があるので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在
者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

請求件数 10 件(うち点字投票 0 件)

・投票用紙受取り希望日時 2月 9 日 14 時 郵送 ・ 窓口

・投票実施日時 2月 12 日 10 時 ~15 時

・選挙公報 10 部(必要部数を記入してください)

・選挙器材貸出希望 有 無
有りの場合のみ記入 目隠し板()枚 その他()

病院（施設）長代理証明書

住 所 町田市○○町 111 番地

氏 名 明推 次郎

上記の者は、私の代理人であることを証明する。

理由 私に事故があった

- (例) 1 私が候補者となった
2 私は外国人である
3 私に事故があった
4 病院長（施設の長）が欠けている

2026年 2月 1日

所在地 町田市○○町 111 番地

病院（施設）長 ○○病院

氏 名 選挙 太郎

(印)

（注）理由 4 の場合は病院（施設）長職務代理者が証明する。

【投票用紙等の請求時】チェックシート

市選管へ提出する前の確認用として活用してください。

※ 本シートは提出不要です。

投票用紙等請求書(Bカード)

- 1. 本人からの求めによる請求ですか？
- 2. 選挙人氏名、生年月日、住所、施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号は、すべて記入しましたか？
- 3. 選挙人の住所は、家族や親戚の住所でなく、町田市選挙人名簿に登録されている住所(住民票上の住所)ですか？
- 4. (本人が記入できず、代理で記入した場合のみ)
代理記入者名は記入しましたか？
- 5. 備考(通信欄)の点字投票の請求「有/無」に記入しましたか？
- 6. 他市区町村の選挙人のBカードは混ざっていませんか？
※ それぞれの市区町村選管へご提出ください。

請求書

- 1. 施設の所在地、名称、施設長の氏名は、記入しましたか？
- 2. 請求件数、点字投票の請求件数は、記入しましたか？
- 3. 請求件数とBカードの枚数は一致していますか？

その他

- 1. 投票用紙等の受取希望日を決めましたか？
※ 請求する当日に、投票用紙等を交付することはできません。
- 2. 施設での投票日を決めましたか？

【投票用紙等の送致時】チェックシート

市選管へ提出する前の確認用として活用してください。

※ 本シートは、提出不要です。

※ 「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」は、提出不要です。大切に保管してください。経費の請求時に、写しを提出していただきます。

- 1. 各選挙人の投票済み封筒の表に、投票者氏名(本人署名)、年月日、立会人氏名は記入されていますか？
- 2. 各選挙人の投票済み封筒の裏に、投票場所、不在者投票管理者を記入しましたか？
- 3. 棄権または退院などにより投票しなかった選挙人の投票用紙等は、未使用のままですか？
※ 退院後に投票所に行く可能性があります。投票用紙が施設にある場合には、本人が投票できません。早急に連絡・返却してください。
- 4. 「不在者投票送付書」について
 - ①代理投票の場合には、内訳に件数を記入しましたか？
 - ②投票用紙を請求後、退院・棄権などにより実際に投票しなかった場合には、「返還」に件数を記入しましたか？
 - ③送付件数とそれぞれの合計件数は一致していますか？
 - ④施設名、管理者名、電話番号は記入しましたか？
- 5. 市選管から借用した点字器、目隠し板の返却準備はできていますか？

【経費の請求時】チェックシート

市選管へ提出する前の確認用として是非ご活用ください。

※ 本シートは提出不要です。

債権者(振込口座)登録依頼書

- 1. 氏名(代表者氏名)と請求者は一致していますか？
- 2. 氏名(代表者氏名)と振込先の口座名義は一致していますか？
- 3. 2で一致しない場合には、委任状を添付しましたか？

町田市議会議員選挙・町田市長選挙における不在者投票郵送料に係る請求書

- 1. 施設の所在地、名称、請求者、請求金額を記入しましたか？
- 2. 不在者投票郵送料の件数は、不在者投票実施記録簿兼請求内訳書と一致していますか？

不在者投票実施記録簿兼請求内訳書

- 1. 投票用紙を請求したが、棄権または退院等によって、投票を完了しなかった方について、備考欄にその旨を記入し、その方の氏名を二重線で消しましたか？
- 2. 代理投票を行った方について、代理投票補助者2名の氏名を記入しましたか？
- 3. 左下の「投票者数」欄には、実際に投票した人数を記入しましたか？
- 4. この用紙の写しを添付しましたか(原本は施設保管)？

その他

- 1. 消えるボールペンは使用していないですか？